

(5) 国土強靱化計画の策定について

【背景】

国において、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

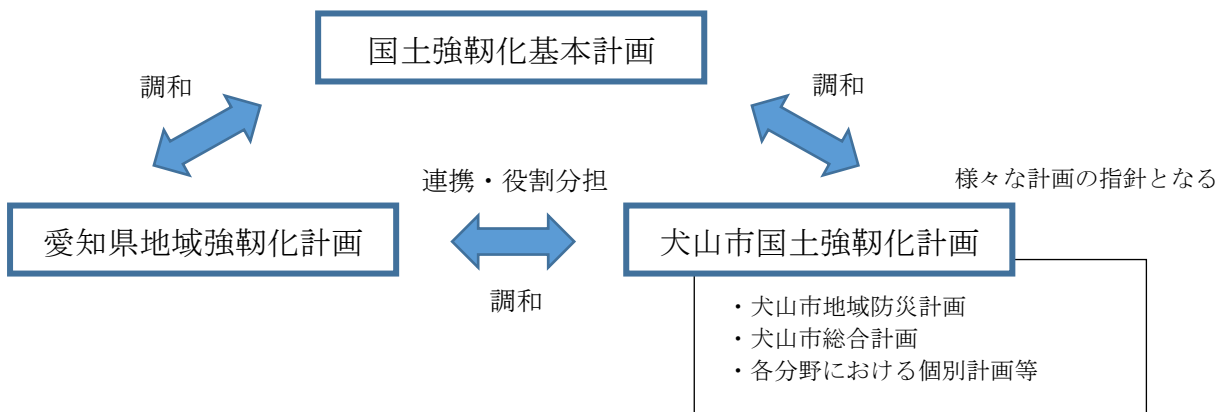
その後、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」とともに「国土強靱化アクションプラン」を策定し、国土強靱化に関する施策を推進し、政府一丸となって強靱な国づくりを進めています。

県においては、平成28年3月に「愛知県地域強靱化計画」が策定されました。

【市計画】

本市において起こりうる様々な大規模自然災害のリスクと最悪の事態を想定し、事前に備え、国や県と一体となった取り組みを推進し、大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能とする「強靱なまち」を作り上げるために、本市の強靱化に関する指針となる「犬山市国土強靱化計画」を策定します。

現在、市計画として素案を作成し、庁内全担当課にて内容の確認・目標の設定作業を行っています。



【今後の予定】

令和2年度の計画策定を目標に進めます。

(作業予定)

- ・パブリックコメントの実施
- ・庁内全担当課にて内容再確認

※計画の点検・改善を行い、概ね5年ごとに計画全体を見直し。

毎年度、進捗管理を行う。